

オワハラ防止に関する取組状況等について

1. 文部科学省による「オワハラ」の周知
2. 就職問題懇談会による企業等への要請
3. 大学による「オワハラ」の周知
4. 就職活動における「大学推薦」の扱いについて
5. 大学等のキャリアセンターにおける相談体制

令和5年9月13日

文部科学省高等教育局学生支援課

1. 文部科学省による「オワハラ」の周知

R5周知実績

◆全国キャリア教育・就職ガイダンス

(大学等の役員及び部局の長、教職員、キャリア教育・就職支援業務担当者等、企業等の人事採用・人財育成担当者、地方公共団体就職支援等担当者等が参加)

◆国立大学学生関係副学長・部課長会議

◆日本私立高等専門学校協会総会（春季）など

「オワハラ」の

✓概要

✓具体的な事例

✓大学等に求められる取組

について周知

(実際に使用した資料は次項を参照)



1. 文部科学省による「オワハラ」の周知

学生の職業選択を妨げる行為—いわゆる「オワハラ」について—

概要

- 企業が人材確保に熱心になるあまり、就活中の学生に対して、次のような行う行為を行うことがあります。
 - ・自社の内々定と引き替えに就職活動の終了を強要するなど、職業選択の自由を妨げる行為
 - ・学生の意思に反して就職活動の終了を強要するハラスメント的な行為
- ⇒正式な内定日は10月以降とすることを要請しているため、正式な内定前に内定承諾書や誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を要求することなどは控える必要がある。

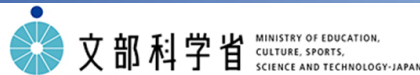
具体的な事例

- ◆面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、メールを送るよう強要された。
- ◆内定を受諾する書類の提出を求められ、すぐに提出しないと内々定を取り消すと言われた。
- ◆内々定後に学生の意志に反して学校からの推薦書を正式な内定日より前に求められた。
- ◆内々定後、懇親会や研修会などが頻繁に開催され、必ず出席するよう求められた。 など

大学等に求められる取組

- 学生から相談があった際に適切な対応ができるよう、学内の相談窓口の周知などが必要。
- また、学生が安易に複数社に応募したり、いたずらに複数の内々定を保有し続けたりすることがないように誠意ある対応に努め、節度ある就職活動を実施する事が求められるため、適切な指導をお願いします。

企業等の学生に対するハラスメントでお困りの際には



就職活動やインターンシップ中の ハラスメントに関するお悩みは 都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部(室)では以下の対応を行います。

- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。
過去の就活セクハラ等の事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるということがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。(多くの企業では、1人の社員が就活生の可否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。)

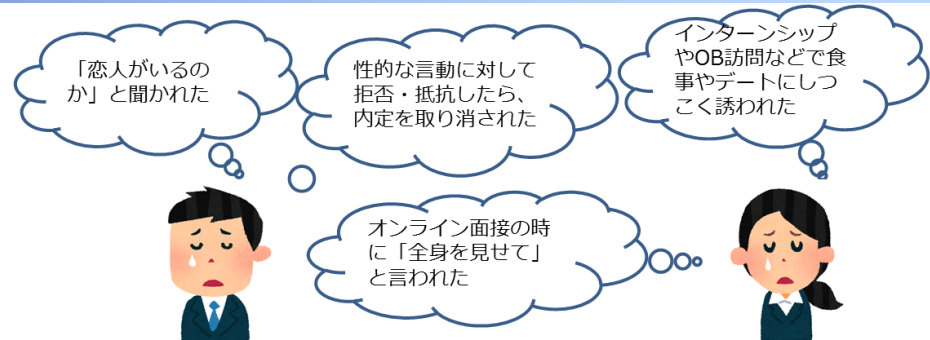
②早い段階で相談を！
OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

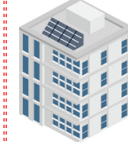
都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	092-411-4894
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



- ★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
- ★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



都道府県労働局
雇用環境・均等部(室)
※新卒応援ハローワークでも相談可能です。

制度の説明

防止に向けた事業主への助言等
(※)

トラブルの解決援助

(※) 助言内容(例)

- 事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないように、必要な注意を払うよう努めること。
- 職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
- セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等

- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局(雇用環境・均等部(室))、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部(室)に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。
就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

2. 就職問題懇談会による企業等への要請

就職問題懇談会とは

○就職問題懇談会は、学生の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表者から構成される組織。

企業等への要請について

◆大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保するとともに、学生が自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるようにするため企業等へ要請する事項を整理し、就職活動の秩序維持について経済団体等に対し要請。

令和5年4月10日付
経済団体・業界団体等の長宛要請3頁抜粋

(4) 雇用機会均等、職業選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正な採用の徹底
労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、同法指針の趣旨及び障害者雇用促進法
等にとって採用選考活動を行うこと。特に、総合職採用における女子学生や、障
害のある学生への配慮、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、適切に対応すること。
また、必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書
類の提出要求
- ② 6月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等の
実施
- ③ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
- ④ 自由応募型の採用選考において、内々定と引き替えに大学等あるいは大学教員
等からの推薦状の提出を求めること

など、学生の職業選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了
を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎むこと。

加えて、採用選考活動に携わる人事担当者等が、就職をしたいという学生の弱みに
付け込んで、性的な言動や人権を侵害するような行為をすることがないよう、当該人
事担当者等への適切な事前指導・教育を行うこと。

3. 大学による「オワハラ」の周知

周知事例

- ◆大学のホームページ
- ◆就活生に配布する「就職ガイドブック」
- ◆キャリアガイダンス など

琉球大学 キャリア教育センター
Career Education Center, University of the Ryukyus

学生の方 098-895-8134
企業の方 098-895-8132

※アルバイトの求人等はこちらへ
098-895-8135 (学生援護係)

お問い合わせはコチラ
placement@acs.u-ryukyu.ac.jp
受付 平日 8:30 ~ 17:15

琉球大学
キャリア教育センターHP

HOME > 内定が決まった学生へ

在学生の皆様へ

- 1・2年次向け
- 3・4年次、院1・2年次向け
- インターンシップについて
- 就職ガイダンスについて
- 内定が決まった学生へ

内定が決まった学生へ

オワハラ行為（就活終われハラスメント）を受けた場合について

自らの意思に反して就職活動の終了を強要されるようなハラスメント的な行為を被った場合は、指導教員、就職担当教員またはキャリア教育センター窓口にご相談・報告してください。

↓ オワハラ行為を受けた場合について(PDF)

3. 大学による「オワハラ」の周知

7 本学の就職支援機能

用語集

東京都市大学
就職サポートブック2025 P99

IS	Internship インターンシップの略称です。
BtoB・BtoC	それぞれ、誰が誰に対して商売をしているのかを表しています。「BtoB」は、「Business to Business」の略称で、企業が企業に対してモノやサービスを提供するビジネスモデル。「BtoC」は、「Business to Consumer」の略称で、企業がモノやサービスを直接個人（一般消費者）に提供するビジネスモデルです。学生にとって馴染みがあるBtoCの企業に目が行きがちですが、企業研究ではBtoBの企業にも目を向けると、自分にぴったりな企業が見つかるかもしれません。
GD / グルディス	グループディスカッションの略称です。インターンや本選考において、数人の学生で課されたテーマについて話し合いをする選考方法のこと。
IR 情報	IRとは「Investor Relations」の略称で、IR情報とは投資家（株主）に対する広報活動のこと。その企業の業務計画や売り上げの推移などの情報が記載されています。企業研究の際にも活用することができます。
OB・OG訪問	サークルやゼミの先輩など、つながりのある人を訪ねて、会社の雰囲気や仕事について聞くことを「OB・OG訪問」といいます。OB・OG訪問で先輩の生の声を聞く、会社の社風などを知ることは、就活においてもとても重要なことです。入社してみたらイメージしていた仕事とまったく違っていたなんてことがないよう、ぜひともOB・OG訪問は行ってください。場合によっては企業の人事担当者の方に相談すれば、先輩社員を紹介してもらえることもあるようです。

オワハラ

就活終われハラスメントの略称です。内定者の内定辞退を避けるために、企業が学生に就活をやめる（＝ほかの企業の選考を受けない）ように働きかけることを指します。困ったらすぐにキャリア支援センターに相談しましょう。

WEBテスト	WEB上で行う筆記試験。SPI・五手箱・TG-WEBなどが代表的。
エリア限定採用	決められたエリアだけで働くことを前提として採用することを言います。この採用方法をとっているのは地元密着型企業や、その地域に支店や営業所を持っている全国展開している企業です。全国どこでも転職の可能性があるいわゆる一般的な総合職採用と比べて、給与面などで差がつくこともありますが、転職がなく、ライフプランを立てやすいというメリットがあります。また、今住んでいるところを離れられない事情がある人には良いかもしれません。
エントリー（プレエントリー）	エントリーとは、企業側へ「貴社に興味がある」という意思表示になり、学生側の情報を企業に開示することを指します。エントリーをすると「インターンシップ・説明会・選考スケジュールなど」応募に必要な情報を得ることができますので、まずは多くの企業にエントリーをしていきましょう。

就活終われハラスメントの略称です。内定者の内定辞退を避けるために、企業が学生に就活をやめる（＝ほかの企業の選考を受けない）ように働きかけることを指します。困ったらすぐにキャリア支援センターに相談しましょう。



3. 大学による「オワハラ」の周知

3 内定期

内々定・内定をもらったら

晴れて内定。嬉しい気持ちもあるけれど、慎重な対応を。

1 内定と内々定はどう違うのか

内定・内々定は、ともに企業が学生に対して「採用したい」という意思を伝えることを指します。意思の伝え方は企業によって異なり、口頭の場合や文書の場合があります。

一般的に10月1日に行われる企業の内定式以前を内々定と呼び、10月1日以降は内定と呼びます。呼び方の違いはありますが、大きな差はありません。

口頭による通知

最終面接の場で「内々定です」と直接的に言われる場合もあれば、「来春から一緒に頑張らしましょう」「もう就職活動を終えてもらって良いですよ」とどまわしに言われる場合もあります。内々定を意味しているのかははっきり分からない場合は、「内々定と考えてよろしいでしょうか?」と確認しておきましょう。

文書による通知

採用試験が終了した後に、メールや手紙で内定通知が届きます。なお、その後に誓約書などの書類を提出するように求める企業もあります。

2 誓約書を求められた場合は

内定をもらった後で、企業から誓約書(入社承諾書)の提出を求められることがあります。入社意思がある場合は、すみやかに提出しましょう。他の企業への活動を続けているなどで、まだ入社を決められない場合の対応は、ケースバイケースです。

困ったときは、キャリアセンターに相談してください。

オワハラの対処法について

オワハラとは「就職活動オワレハラスメント」の略で、企業が内定と引き換えに就職活動を終えるよう就活生に迫ることを指します。憲法で「職業選択の自由」が保障されているため企業は内定辞退を拒否することはできませんが、こういったトラブルにあった場合は一人で抱え込まず、必ず大学のキャリアセンターなどに相談して対処してください。ただし、内定承諾書の提出後の内定辞退は企業に少なからず迷惑がかかる行為だということを忘れず、誠意を持って対応するようにしましょう。

3 複数の企業から内定をもらったら、早めに決断を

複数の企業から内定をもらったとしても、最終的には1社に絞る、他の企業は辞退しなければなりません。内定の返事については回答期限が設けられる場合もあり、いつまでも保留はできません。持っている内定は常に1社になるよう企業選択の軸や価値観を整理しておきましょう。

4 晴れて進路が決まったら、キャリアセンターへの報告を忘れずに!

就職活動を終え、卒業後の進路が決まったら、キャリアセンターへ所定の形式で速やかに報告するようにしましょう。キャリアセンターが学生の状況を把握し、今後の適切な就職支援をする上で必要となります。また、今後の後輩達のためにも、あなたの就職活動体験記を記入してください。

進路決定入力

全員・必ず届け出てください。

入力方法 ① WEBキャリアセンターTOP下部「進路決定入力」
② Loyola「就職・キャリア支援」進路決定入力

■ 公開・非公開を選べます

公開を選んだ場合は、キャリアセンター内PCの「卒業生検索」機能にて、在校生に社名・学科・氏名等が公開になります。

■ 未履の場合は、電話調査します

卒業式後等に電話にて調査を行います。

■ 就職・進学以外も届出が必要です

※進学者は、合格後に入力してください。

就職活動報告書

入力画面のアンケートは就職活動報告書になります。必須入力項目ではありませんが、ご記入のためにも入力にご協力ください。

就職活動体験記とは?

就職活動を終えた4年生・修士2年生が、今後就職活動を行う後輩のために残す就職活動体験報告のことです。入力いただく主な項目としては自己分析の仕方や業界研究の仕方、選考に関する情報、後輩へのアドバイス等です。伝えたい項目だけ入力いただいても構いません。

就職活動実践ガイド

上智大学
就職活動実践ガイド P92



オワハラの対処法について

オワハラとは「就職活動オワレハラスメント」の略で、企業が内定と引き換えに就職活動を終えるよう就活生に迫ることを指します。憲法で「職業選択の自由」が保障されているため企業は内定辞退を拒否することはできませんが、こういったトラブルにあった場合は一人で抱え込まず、必ず大学のキャリアセンターなどに相談して対処してください。ただし、内定承諾書の提出後の内定辞退は企業に少なからず迷惑がかかる行為だということを忘れず、誠意を持って対応するようにしましょう。

4. 就職活動における「大学推薦」の扱いについて

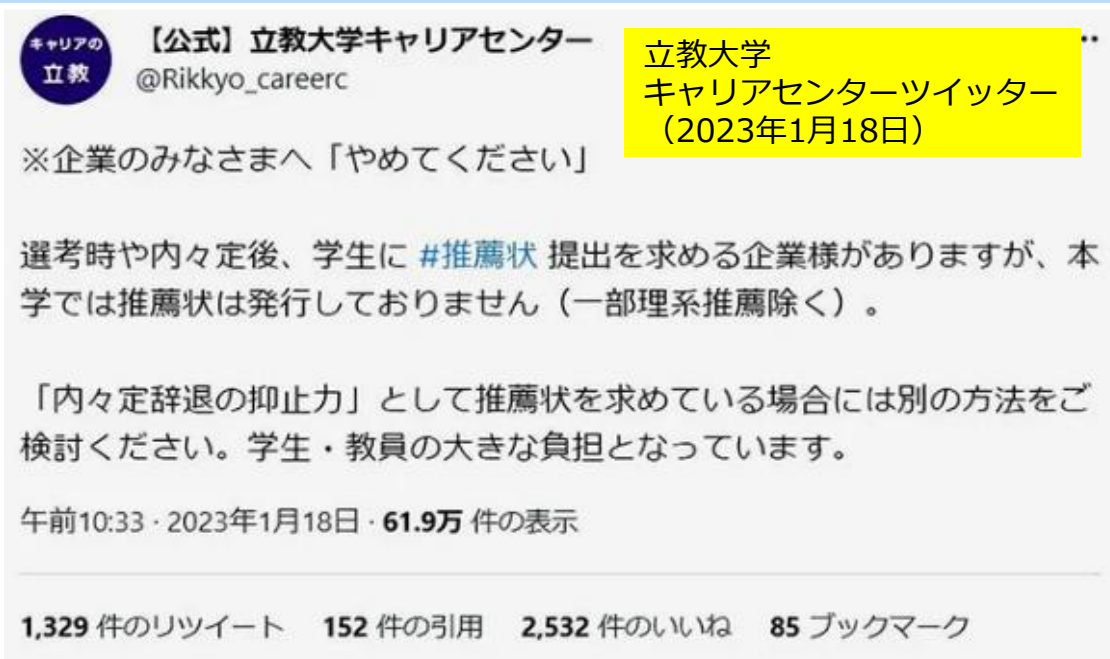
関連報道記事

○2023年6月1日（木）読売新聞夕刊 1 1 面 後付け推薦「内定の条件」

一部の企業で選考の最終段階などに大学の推薦状を提出するよう学生に求める「後付け推薦」が行われ、大学側が問題視。提出すれば選考で有利になるが、内定を辞退しづらくなり、職業選択の自由を妨げる恐れがあるためだ。専門家は「学生の心理につけ込んだ新たなオワハラだ」と批判している。



一部の大学では、ホームページ上で自由応募の際の「大学推薦状」が内定（内々定）の辞退防止に使われることが多いため、発行を廃止している旨明記している例が見られる。



キャリアの立教 【公式】立教大学キャリアセンター @Rikkyo_careerc

立教大学
キャリアセンターツイッター
(2023年1月18日)

※企業のみなさまへ「やめてください」

選考時や内々定後、学生に #推薦状 提出を求める企業様がありますが、本学では推薦状は発行しておりません（一部理系推薦除く）。

「内々定辞退の抑止力」として推薦状を求めている場合には別の方法をご検討ください。学生・教員の大きな負担となっています。

午前10:33 · 2023年1月18日 · 61.9万 件の表示

1,329 件のリツイート 152 件の引用 2,532 件のいいね 85 ブックマーク

4. 就職活動における「大学推薦」の扱いについて



文部科学省

行動する知性。



中央大学ホームページ



対象者別
メニュー

HOME > キャリアサポート > キャリアセンター > キャリアセンター（文系） > 新着ニュース > 就職活動における自由応募時の推薦書の廃止について

キャリアセンター（文系）

就職活動における自由応募時の推薦書の廃止について

2022年12月16日

企業・団体採用ご担当者 各位

平素より本学学生の就職に関し、多大なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、自由応募での就職活動において、内々定と引き替えに推薦書の提出を求める等の事例が見受けられます。これは、「令和5年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」（令和4年3月28日、就職問題懇談会）にもあるように、学生の職業の選択の自由を妨げる行為となる恐れがあります。

そのため、本学として下記の通り方針を決定いたしましたので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

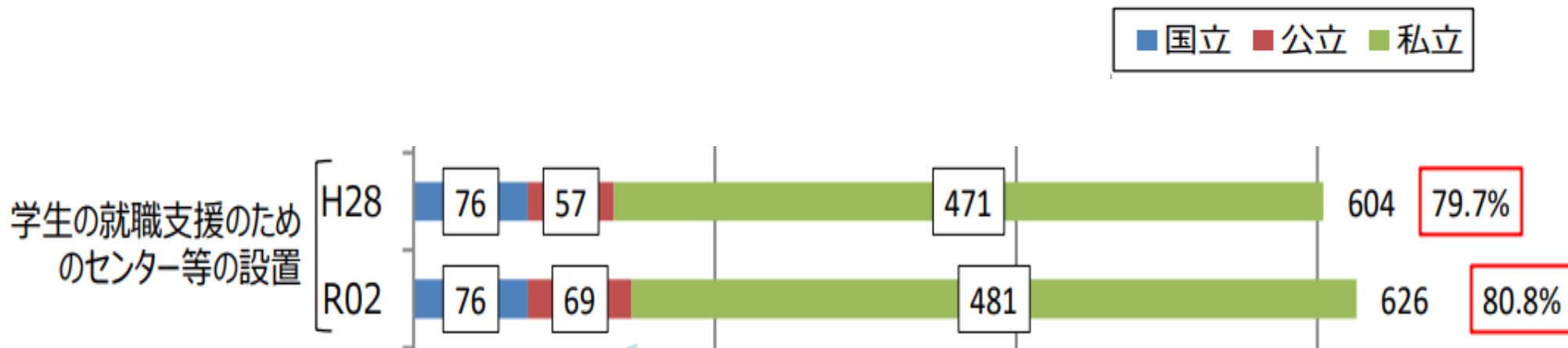
記

2023年度（2024年3月卒業・修了予定者）より自由応募の学生に対して学校推薦書（学長名）の発行は行わないこととする。

以上

中央大学においては、就職問題懇談会による「企業等への要請」にも言及。

5. 大学等のキャリアセンターにおける相談体制



学生の就職支援のための
センター等の設置

全国の国公立大学のうち、
80.8%の大学が学生の就職支援のため
のセンター等を設置。